

第 1 5 回農業委員会総会議事録

平成 2 5 年 3 月 7 日 (木)

射水市役所布目庁舎 301 号室

射 水 市 農 業 委 員 会

議 事 日 程

- 1 議事録署名委員の指名
- 2 会 期 の 決 定
- 3 報 告
- 4 議 事

本日の会議に付した事件

- 日程第1 議事録署名委員の指名
日程第2 会期の決定
日程第3 報告(報告第55号から第58号)
日程第4 議事(議案第60号から第66号)

委員及び出欠委員の氏名

議 長 舟木 康眞

委員の定数 24名

委員の現在数 24名

出 席 委 員 (23人)

1番	石庭	文男	2番	山崎	良吉
3番	熊西	忠治	4番	土合	正夫
5番	中井	敏男	6番	山下	隆之
7番	横山	實	8番	石井	寿男
10番	山崎	秋夫	11番	永森	薫
12番	三島	博	13番	大松	治雄
14番	舟木	康眞	15番	杉森	雅弘
16番	山本	久雄	17番	水元	睦雄
18番	前田	進	19番	向井	隆一
20番	山谷	孝芳	21番	田中	智浩
22番	佐伯	洋作	23番	橋爪	秀夫
24番	永野	邦夫			

欠 席 委 員 (1人)

9番 前花 敏子

議事日程

第1 議事録署名人の指名

第2

報告第55号 農地法第3条の3第1項の規定による届出の受理について
報告第56号 農地法第4条第1項第7号の規定による届出の受理について
報告第57号 農地法第4条第1項第7号の規定による届出の受理について
報告第58号 農地法第18条第6項の規定による通知等について

議案第60号 農地法第3条の規定による許可申請について
議案第61号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について
議案第62号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
議案第63号 農用地利用集積計画の決定について
議案第64号 農地等の公売に関する買受適格証明書の交付について
議案第65号 農地標準賃借料の制定について
議案第66号 農作業標準料金の改定について

事務のために出席した事務局職員

射水市農業委員会事務局

事務局長 谷川 晃司 庶務係長 安元 啓二
主任 坂木 茂利

射水市農林水産課

主任 青木 克憲

会議の概要

開会時刻 午後2時00分

議長(舟木会長)

それでは、これより第15回の射水市農業委員会総会を開会いたします。本総会は出席委員が定足数に達しておりますので、本総会は成立しておりますことをお知らせします。

それでは、これより本日の会議を開き、直ちに日程に入ります。

なお、総会終了後に北陸農政局富山地域センターより講師を招いて研修会を予定しておりますので、円滑な進行にご協力をお願いします。

議事録署名委員の指名

議長(舟木会長)

日程第1 議事録署名委員の指名を行います。

本総会の議事録署名委員は、会議規則第21条の規定により、議長において「8番 石井委員」「10番 山崎秋夫委員」をそれぞれ指名します。

以上で日程第1を終わります。

会 期 の 決 定

議長（舟木会長）

それでは、日程第2の会期の決定について諮ります。
本定例会の会期は、本日一日とすることに異議ありませんか。
（「異議なし」の声起きる）

議長（舟木会長）

異議なしと認め、会期は、本日1日とすることに決定します。
以上で日程第2を終わります。

報 告

議長（舟木会長）

次に、日程第3 報告事項に入ります。

（報告第55号の説明）

議長（舟木会長）

それでは報告第55号 農地法第3条第1項第13号の規定による届出の受理についてを議題とします。
これに関する概要説明を事務局より求めます。

事務局(安元)

議案書により説明。

議長（舟木会長）

以上で事務局の説明が終わりました。
これより、案件に対する質疑に入ります。
質疑ありませんか。
（「なし」の声起きる）

議長（舟木会長）

質疑なしと認めます。これにて質疑を終了いたします。
案件を農業委員会会長専決規程第2第2号の規定により専決処分いたしましたので、ご了知をお願いします。

次に報告第56号農地法第4条第1項第7号の規定による届出の受理についてを議題とします。
これに関する概要説明を事務局より求めます。

事務局(安元)

議案書により説明。

議長（舟木会長）

以上で事務局の説明が終わりました。
これより、案件に対する質疑に入ります。
質疑ありませんか。

(「なし」の声起きる)

議長(舟木会長)

質疑なしと認めます。これにて質疑を終了いたします。

案件を農業委員会会長専決規程第2第2号の規定により専決処分いたしましたので、ご了知をお願いします。

次に報告第57号農地法第5条第1項第6号の規定による届出の受理についてを議題とします。

これに関する概要説明を事務局より求めます。

事務局(安元)

議案書により説明。

議長(舟木会長)

以上で事務局の説明が終わりました。

これより、案件に対する質疑に入ります。

質疑ありませんか。

(「なし」の声起きる)

議長(舟木会長)

質疑なしと認めます。これにて質疑を終了いたします。

案件を農業委員会会長専決規程第2第2号の規定により専決処分いたしましたので、ご了知をお願いします。

(報告第58号の説明)

議長(舟木会長)

次に報告第58号農地法第18条第6項の規定による通知等についてを議題とします。

これに関する概要説明を事務局より求めます。

事務局(安元)

議案書により説明。

議長(舟木会長)

以上で事務局の説明が終わりました。

これより、案件に対する質疑に入ります。

質疑ありませんか。

中井委員

1番から3番のファームの解約って、いわゆる「貸しはがし」とかではないよね。

今までずっと、ファームに任せていながら、今になってどうして自作に変更されるのか、事務局の方で理由って聞いとられるの。

事務局(安元)

今ほど、中井委員のご質問にあった、1番から3番の合意解約については、所有権移転を目的とする合意解約であって、「貸しはがし」などではございません。

こちらの案件については、のちほど、農地法3条の許可議案にて審議をいただくこととなります。

議長(舟木会長)

そのほかに質問等はありませんか。

(「なし」の声起きる)

質疑なしと認め、これにて質疑を終了いたします。

各案件について、農地法第18条第6項の通知がありましたので、ご了知をお願いします。

以上で日程第3を終わります。

議長(舟木会長)

次に日程第4 本総会に提案した各議案を議題としてお諮りします。
各位には、慎重審議のうえ、適正な議決をお願いします。

(議案第60号説明・表決)

議長(舟木会長)

それでは、まず議案第60号 農地法第3条の規定による許可申請についてを議題としてお諮りします。

それでは、本議案に関する概要説明を事務局に求めます。

事務局(安元)

それでは、議案書5ページをご覧ください。

今回は13件ございます。

【議案第60号を議案書をもとに朗読】

今回申請のあった13件のうち、1番、3番、4番、9番から13番までは経営規模拡大を目的とした所有権移転。

2番は経営移譲を目的とした所有権移転。

5番から8番については、農地交換を目的とした所有権移転でございます。

これらの案件はいずれも農地法第3条第2項には該当しないことから許可要件を満たすものと考えます。

議長（舟木会長）

事務局の説明が終わりました。
これより本議案について質疑に入ります。
質疑のある方は、挙手のうえご発言をお願いします。
質疑ありませんか。

（「なし」の声起る）

議長（舟木会長）

質疑なしと認めます。
これにて質疑を終結いたします。
それでは、本議案を直ちに採決いたします。
議案第60号 農地法第3条の規定による許可申請についてを許可
相当と認めることに賛成する委員の挙手を求めます。

（全員挙手）

議長（舟木会長）

全員挙手です。
よって、議案第60号 農地法第3条の規定による許可申請について、
許可相当と認めることに賛成することに可決いたしました。

（議案第61号説明・表決）

議長（舟木会長）

次に、議案第61号 農地法第4条第1項の規定による許可申請に
ついてを議題としてお諮りします。
それでは、本議案に関する概要説明を事務局に求めます。

事務局(安元)

議案書7ページの議案第61号をご覧ください。
今月の農地法第4条の許可申請は1件でございます。
議案書に基づきご説明いたします。

【議案第61号を議案書をもとに朗読】
受付番号1番は住宅敷地の拡張を目的とした申請です。

議長（舟木会長）

事務局の説明が終わりました。
これより地域の委員の意見を求めます。
1番の件について、山崎良吉委員より説明をお願いします。

山崎良吉委員

それでは、私の方から説明させていただきます。
申請人は3年前に亡き先代より現在の住宅を相続され、家族8人で
暮しております。

最近になって相続により取得した土地について、登記簿や公図により調査を行ったところ、宅地の一部が農地のままであることが判明いたしました。

そこで、このような状況を早急に是正しようと、今回申請をされたものです。

当時、先代が農地法についての知識がなかったこととはいえ、このような状況となったことについては深く反省をされております。

今回の転用による周辺農地への影響はないと思われ、地元自治会並びに生産組合の同意も得られております。

議長（舟木会長）

以上、地元委員より意見を述べていただきました。
それでは、本議案に関する説明を事務局に求めます。

事務局(安元)

議案第61号の1番について説明をさせていただきます。

申請地は、基盤整備事業済みの農地であり、10ha以上の集団農地の中に位置していることから、これを1種農地と判断します。

また、無断転用についての始末書も添えられており、事業計画もやむをえないものと考えます。

以上です。

議長（舟木会長）

事務局より農地法に基づく転用許可の検討事項について説明がありましたが、本議案に関する質問等はありませんか。

（「なし」の声起る）

議長（舟木会長）

質問なしと認め、直ちに採決します。

議案第61号 農地法第4条第1項の規定による許可申請についてを許可相当と認めることに賛成する委員の挙手を求めます。

（全員挙手）

議長（舟木会長）

全員挙手であります。

よって、議案第61号については、許可相当と認め、富山県知事あてに送付することに可決されました。

議長（舟木会長）

次に、議案第62号 農地法第5条第1項の規定による許可申請についてを議題としてお諮りします。

それでは、本議案に関する概要説明を事務局に求めます。

事務局(安元)

議案書8ページの議案第62号をご覧ください。
今月の農地法第5条の許可申請は2件でございます。
議案書に基づきご説明いたします。

【議案第62号を議案書をもとに朗読】

受付番号1番は農家分家住宅敷地するための転用。

2番は一般住宅敷地としての転用です。

議長（舟木会長）

事務局の説明が終わりました。

これより地域の委員の意見を求めます。

1番と2番の件については、地元の大松委員より説明をお願いします。

大松委員

それでは、私の方から説明させていただきます。

譲受人は平成23年に結婚し、現在は 市内の賃貸アパートに暮しております。

昨年には子供も生まれ、現在のアパートでは手狭になってきたことから、家族で話し合った結果、両親の老後や孫の面倒、さらに農作業を手伝うのにも便の良い、実家近くの父親が所有する農地を転用して一戸建て住宅を建てることになりました。

今回の転用により、近隣農地への影響はないと思われ、地元自治会や生産組合の同意も得られております。

ひきつづき、2番についても私の方から説明をさせていただきます。

譲受人は現在、射水市内の賃貸アパートに夫婦で暮しております。

このほど、一戸建て住宅を建てることになり、 地内で敷地を探していたところ、地権者より譲り受けることで話がまとまりました。

今回の転用により、周辺の農地への影響はないと思われ、地元自治会や生産組合の同意も得られております。

以上です。

議長（舟木会長）

以上、地元委員より意見を述べていただきました。

それでは、本議案に関する説明を事務局に求めます。

事務局(安元)

議案第62号の1番について説明をさせていただきます。

申請地は、10ha以上の集団農地の中に位置する基盤整備済み農地であることから、これを1種農地と判断します。

さらに、集落とも接続し、利用計画も問題ないと判断されることから、転用はやむを得ないと考えます。

つづいて2番の件について説明します。

申請地は、上水道管と公共下水道管が埋設された幅員が4メートルの沿道の区域にあり、市消防本部からメートル及び歯科医院よりメートルの位置にあることから、これを第3種農地と判断し、転用については、利用計画上も特に問題はないものと判断します。

以上です。

議長(舟木会長)

事務局より農地法に基づく転用許可の検討事項について説明がありましたが、本議案に関する質問等はありませんか。

(「なし」の声起きる)

議長(舟木会長)

質問なしと認め、直ちに採決します。

議案第62号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について許可相当と認めることに賛成する委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長(舟木会長)

全員挙手であります。

よって、議案第62号については、許可相当と認め、富山県知事あてに送付することに可決されました。

(議案第62号 説明・表決)

議長(舟木会長)

次に、議案第63号 農用地利用集積計画の決定についてを議題としてお諮りします。

それでは、本議案に関する概要説明を事務局に求めます。

事務局(青木)

今月の農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による案件は1議案件です。

【議案書に基づいて、農用地利用集積計画（案）の内容を説明】

以上、計画申請の内容は農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

以上です。

議長（舟木会長）

事務局より説明がありました。本議案に関する質問等はありませんか。

永森委員

10ページの302番ですけど、この農事組合法人の について、通常は6年間とか10年で契約しておられると思うんだけど、どういう理由で1年だけの契約になっているの。

事務局（安元）

この契約については、もともと10年間で契約をされていたようですが、北陸新幹線工事に伴う資材置場とするために、平成21年頃に利用権設定を一旦解約され、それ以降は工事敷地となっておりました。

それで、ようやく工事も完了したことから、改めて設定をされるものです。

ご質問の、契約が1年となっていることについては、ファーム が設立され、平成26年3月末で10年となり、設立当初に設定された利用権も満了を迎えることから、今回の農地を他の農地と満了日を合わせておくためと伺っております。

永森委員

わかりました。

前田職務代理

ファーム の耕作面積についてですが、先月も利用権設定の案件があり、経営面積は間違いなく増えているはずなんです。どうも先月の議案書に載っていた耕作面積と変わっていないようですが、なぜですか。

事務局（安元）

ファーム の利用権設定については、前回の総会で審議をいただき承認をいただいております。

事務的な話になりますが、利用権設定については農地法3条のように総会で議決を受け、許可後速やかに面積を移動できるものとは違い、承認を受けた月の25日の公告を経て契約が成立する流れとなっていることから、この議案書を作成した時点で、先月の設定面積が反映されていないためです。

前田職務代理

そういうことなら、了解しました。

議長（舟木会長）

そのほかに 質問はありませんか。

（「なし」の声起きる）

議長（舟木会長）

それでは、質問なしと認め、直ちに採決します。

議案第63号 射水市農用地利用集積計画の決定について原案のとおり決定することに賛成する委員の挙手を求めます。

（全員挙手）

（議案第64号 説明・表決）

議長（舟木会長）

次に議案第64号 農地の公売に係る買受適格証明書の交付についてを議題とします。

事務局より概要説明を求めます。

事務局（安元）

それでは、議案書の38ページ、議案第64号をご覧ください。今月の農地の公売に係る買受適格証明書の交付申請は1件です。議案書に基づき、説明いたします。

【議案第64号 議案書をもとに朗読】

今回申請のあった件は、市内において裁判所が農地の公売を実施するにあたり、農地法3条の規定による買受適格証明願があったものです。

申請番号1番については、農地法の規定による農地の買受人となるための要件を満たすものと判断されるので、適格証明書を交付することに問題はないと考えます。

以上です。

議長（舟木会長）

以上で、事務局の説明が終わりました。

これより本議案についての質疑に入ります。

質疑のある方は、挙手のうえご発言をお願いします。

質疑ありませんか。

（「なし」の声起きる）

議長（舟木会長）

質問なしと認め直ちに採決します。

議案第 6 4 号 農地等の公売に関する買受適格証明書の交付についてを原案どおり適格と認め、また当該買受適格証明書の交付を受けた者が買受人となり、農地法 3 条の許可申請書を提出した場合において、会長が当該証明書の交付時と事情が異なっていると認めた場合を除き、許可することに賛成する委員の挙手を求めます。

（全員挙手）

議長（舟木会長）

挙手全員であります。

よって、議案第 6 4 号 農地等の公売に係る証明書の交付については、願出どおり買受適格証明書を交付することに可決されました。

（議案第 6 5 号説明・表決）

議長（舟木会長）

次に、議案第 6 5 号 農地標準賃借料の制定についてを議題としてお諮りします。

それでは、本議案に関する概要説明を事務局に求めます。

事務局(安元)

議案書 3 9 ページの議案第 6 5 号をご覧ください。

【議案第 6 5 号を議案書をもとに朗読】

平成 2 5 年産分から平成 2 7 年産分までの 3 か年を適用期間とする標準賃借料を算定いたしました。

本来ですと、平成 2 1 年の農地法改正により標準賃借料制度は廃止され、制定する必要もないわけですが、現在でも市内の多くの農家が本賃借料を参考とされており、ひきつづき続けてほしいとの要望もあることから、算定することにしております。

あくまでも、これは借人と貸人との料金算定のためのひとつの目安に過ぎず、最終的には相対で決めていただくものであります。

議長（舟木会長）

事務局の説明が終わりました。

それでは、本議案に関する質問等はありませんか。

（「なし」の声起きる）

議長（舟木会長）

質問なしと認め、直ちに採決します。

議案第 6 5 号 農地標準賃借料の制定について許可相当と認めることに賛成する委員の挙手を求めます。

（全員挙手）

議長（舟木会長）

全員挙手であります。

よって、議案第 6 5 号については、原案の通り制定することに可決されました。

（議案第 6 6 号 説明・表決）

議長（舟木会長）

次に、議案第 6 6 号 農作業標準料金の改定についてを議題としてお諮りします。

それでは、本議案に関する概要説明を事務局に求めます。

事務局(安元)

議案書 4 0 ページの議案第 6 6 号をご覧ください。

【議案第 6 6 号を議案書をもとに朗読】

平成 2 5 年産分から平成 2 7 年産分までの 3 か年を適用期間とする農作業標準料金を算定いたしました。

議長（舟木会長）

事務局の説明が終わりました。

それでは、本議案に関する質問等はありませんか。

（「なし」の声起る）

議長（舟木会長）

質問なしと認め、直ちに採決します。

議案第 6 6 号 農作業標準料金の改定についてを許可相当と認めることに賛成する委員の挙手を求めます。

（全員挙手）

議長（舟木会長）

全員挙手であります。

よって、議案第 6 6 号については、原案の通り改定することに可決されました。

以上をもって本総会に提出いたしました案件はすべて終了いたしました。

委員各位には何かとご多忙の折にも関わらず終始熱心に審議にあられたことに感謝申し上げます。

以上をもって本日の第 1 5 回総会を閉会します。

（終了 午後 3 時 2 5 分）

総会終了後、農業委員会研修会を実施(午後 4 時 1 5 分に終了)

その他報告事項

平成25年度農業委員等研修会の開催について

農業委員会と農業者との意見交換会について

平成25年2月25日に開催した会議の内容を報告した。

委員報酬にかかる源泉税率の変更について

配布冊子について

次回開催場所と時刻について

総会開催日 平成25年4月5日(金)午後2時から
射水市役所 布目庁舎301号室

議 長 舟木 康真

署名委員 石井 寿男

署名委員 山崎 秋夫

第十五回農業委員会総会議事録

縦
覧
中

縦覧期間

自 平成二十五年三月 十二日
至 平成二十五年三月三十一日